

君津市市有建築物耐震改修方針

令和 3 年 6 月
(改正 令和 4 年 6 月)

君津市

目次

はじめに	1
第1 本方針の目的	2
第2 他計画との整合性	2
第3 耐震化の定義と対象建築物	2
1 耐震化及び耐震化率の定義	2
2 対象建築物	2
第4 対象建築物の区分と現状把握	3
1 対象建築物の区分と台帳の整備	3
2 耐震化の現状	3
(1) 耐震化済建築物	3
(2) 耐震診断未実施建築物	3
(3) 要耐震化建築物	3
第5 方針策定上の各種設定	4
1 施設重要度の設定	4
2 倒壊危険度の設定	4
3 耐震改修優先度の設定	4

別添資料：君津市市有建築物耐震改修方針対象建築物台帳

はじめに

本市においては、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民の安全を確保していくため、平成18年10月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」を受け、平成19年3月に県が策定した「千葉県耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の整備目標や促進の具体的施策を示す「君津市耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）を平成20年に策定いたしました。その後、平成23年3月には東日本大震災が発生し、県内で最大震度6弱、市内では最大震度5弱を観測するなど強い揺れに加え、甚大な被害が発生したことから、平成25年11月に法改正がなされたことを受け平成28年5月に促進計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年において平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。令和3年3月には地震調査研究推進本部より全国地震動予測地図2020年版が公表され、君津市においても、近い将来、最大震度6弱クラスの地震発生が懸念されており、ひとたびそのような地震が発生すれば、甚大な被害が出るのが予測されます。

このことから、公共施設利用者の安全確保と防災拠点の確保の観点から、特に重要な市有建築物について重点的に耐震化を促進するに当たり、「君津市市有建築物耐震改修方針」（以下「本方針」という。）を策定いたしました。

第1 本方針の目的

災害時において、庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、学校等は避難所として活用されるなど、多くの市有建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。このことから、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の施設の機能確保が求められるため、耐震化を行うにあたり現状を整備して公開することを目的とします。

第2 他計画との整合性

促進計画において本方針にまとめた耐震化状況に基づき、「君津市国土強靱化地域計画」や本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づける「君津市公共施設等総合管理計画」などとの整合性を図り、市有建築物の整備を行います。

第3 耐震化の定義と対象建築物

1 耐震化及び耐震化率の定義

一般的に昭和56年5月31日に施行された建築基準法の構造基準（以下「新耐震基準」といいます。）に基づいて建てられた建築物は震度6強程度の地震に対しても倒壊等の被害を生じる可能性が少ないことが、阪神淡路大震災以降の被災状況から認められています。そこで、本方針において建築物の耐震化とは、新耐震基準以前の建築基準法の構造基準（以下「旧耐震基準」といいます。）で建てられた建築物に対し、耐震診断の方法により大地震に対する安全性を検証し、所定の耐震性を有さない建築物について、少なくとも倒壊防止上必要な補強（以下「耐震改修」といいます。）を行うことをいいます。

耐震化率とは、本方針における対象建築物のうち、上記の耐震化を行った建築物（以下「耐震化済建築物」といいます。）の割合を示します。ここで、耐震診断により安全が確認された旧耐震基準による建築物、及び新耐震基準による建築物についても、耐震化済建築物とみなすこととします。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{耐震化済建築物}}{\text{対象建築物}}$$

2 対象建築物

本方針の対象建築物は、市有建築物のうち促進計画における庁舎、避難所、非木造で2階以上又は延床面積200㎡を超える建築物及び木造で3階以上又は延床面積500㎡を超える建築物とします。

第4 対象建築物の区分と現状把握

1 対象建築物の区分と台帳の整備

本方針を進行するにあたり、優先度を付けるため対象建築物を抽出し、建築された年代による新旧耐震基準の別、耐震診断の実施状況、診断結果による補強の必要性の有無等から対象建築物を5つに区分しました。（表－1）

また、耐震化の進捗管理を行うため、対象建築物台帳（以下「台帳」といいます。）を整備しました。（別添資料 参照）各施設の耐震診断及び耐震改修等の実施状況についての情報（施設名称、実施結果等）を公表するものとします。

表－1 台帳区分一覧表

区分番号	耐震化状況
区分1	旧耐震基準の建築物で耐震診断を行っていないもの
区分2	旧耐震基準の建築物で耐震診断を行ったもののうち耐震改修を行っていないもの
区分3	旧耐震基準の建築物で耐震診断を行ったもののうち耐震改修を行ったもの
区分4	旧耐震基準の建築物で耐震診断を行ったもののうち結果が良好なもの
区分5	新耐震基準の建築物で耐震改修が不要なもの

2 耐震化の現状

対象建築物については、上記の5つの区分を基に耐震化の現状を以下の3つに区分しました。

（1）耐震診断未実施建築物

旧耐震基準の建築物で耐震診断を行っていないもの。耐震化率の算定では耐震化を要する建築物とする。（区分1）

（2）要耐震化建築物

旧耐震基準の建築物で耐震診断を行ったもののうち耐震改修を行っていないもの。（区分2）

（3）耐震化済建築物

本方針において耐震化を必要としない建築物。

ア 耐震改修済：旧耐震基準の建築物で耐震診断を行ったもののうち耐震改修を行ったもの。（区分3）

イ 耐震改修不要：旧耐震基準の建築物で耐震診断を行ったもののうち結果が良好なもの（区分4）及び新耐震基準の建築物で耐震改修が不要なもの。（区分5）

第5 方針策定上の各種設定

対象建築物について施設重要度と倒壊危険度を設定し、耐震未診断及び耐震診断済・新耐震の建築物別に耐震改修優先度表を作成しました。（表－2 参照）優先度は1から7までの7段階評価で区分し、数値が下がるほど優先度が増します。

1 施設重要度の設定

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年度版）に定められた耐震安全性の分類を基本にして、用途別、規模別に建築物の施設重要度を3段階に設定します。ここでⅠ類とは、災害時の応急対策活動に必要な施設として庁舎、消防庁舎などの建築物のことをいい、Ⅱ類とは、多数の者が利用する施設として学校、公民館、保育園、病院などの建築物、Ⅲ類とは、Ⅰ及びⅡ類以外の建築物のことをいいます。

2 倒壊危険度の設定

耐震化の緊急性を比較するものとして、耐震診断の結果による「倒壊の危険性の高さ」をIs値、Iw値、GIs値の数値範囲によって、3段階に設定します。建物の耐震性能を判断する数値（構造耐震指標）は、値が大きいほど耐震性能が高いことを表します。また、新耐震基準の建築物は、倒壊危険度3とします。

3 耐震改修優先度の設定

耐震改修優先度は、以下の順序に基づき耐震改修を要する建築物毎に設定します。

- (1) 耐震改修優先度は施設重要度により決定する。
- (2) 施設重要度が同じ場合は倒壊危険度が高いほうを優先する。
- (3) 倒壊危険度3の建築物は優先度を下げて施設重要度で区分する。

